

日弁連の 中小企業海外展開支援弁護士紹介制度 概要と実績

日本弁護士連合会
中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ
座長 武藤佳昭

海外展開支援弁護士紹介制度の趣旨及び目的

- 日本の社会・経済のグローバル化： 少子高齢・経済成熟化
x エマージング諸国の経済成長 x 通信運輸手段の発達
- 海外ビジネスのすそ野拡大： 大都市・大企業・欧米先進国
向け→日本全国・中小企業・エマージング諸国向け
- 海外事業における法令違反リスク・紛争トラブルの危険拡大： 対象国における事業環境の問題（法令の未発達、慣行の不透明性、司法の不安定性、言語・文化の未知性） x 中小企業における人材・経験・知識の不足
- 紛争発生後の事後対応ではなく事前防止が重要
- しかし、「アクセス障害」： 中小企業向け渉外弁護士との接点不足 x 企業側の意識不足
- アクセス改善のため弁護士会による制度設定の必要性

海外展開支援弁護士紹介制度の内容

海外進出・国際貿易取引のために弁護士の支援を要する中小企業から、所定の機関を通じて申請があると、渉外業務実績ある弁護士を紹介し、一定の基礎的サービスを定型的報酬により提供

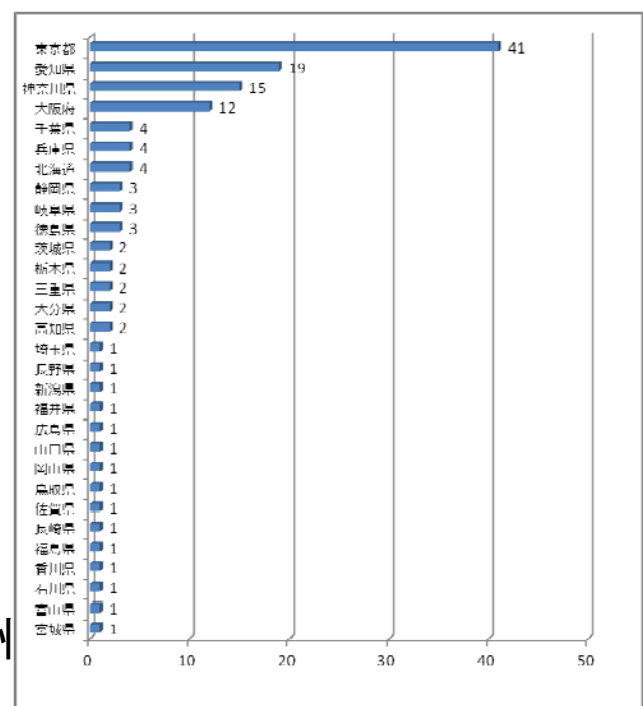
- 2012年5月から試行的開始(日弁連パイロット事業)
- 全国10弁護士会(東京・横浜・愛知・大阪・福岡・新潟・札幌・香川・広島・京都)で実施中 *本年度中に仙台での開始を予定
- 初回30分無料。以後10時間まで30分毎に一律料金(1万円+税)
- ①基礎的な取引契約書の作成・検討、②海外進出に関する法律相談、③海外紛争についての対応相談、という基本3類型に限定
- 提携団体:日本貿易振興機構(ジェトロ)、東京商工会議所、日本政策金融公庫、信金中央金庫、国際協力銀行
- 日弁連会員(全国すべての弁護士)、「ファストパス」参加の金融機関・公的団体、「利用機関」経由での申請も可
- 実施会の拡大、人材の充実、啓蒙啓発、早期相談の推進が課題

3

海外展開支援弁護士紹介制度の実績

実績(*2015年12月末現在)

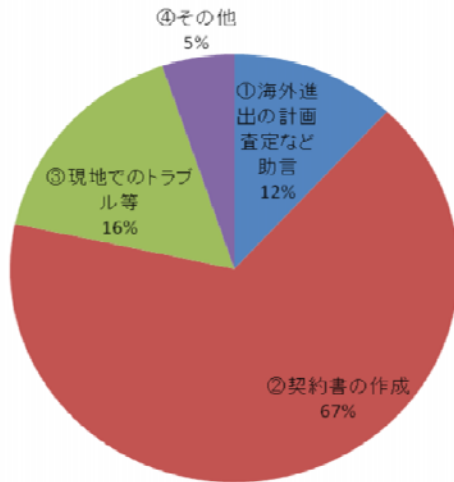
- 支援弁護士:158名
- 相談実施件数:153件
 - * 受任率3割にのぼる
- 相談者所在地
 - * 大都市圏以外も多い
- 相談内容
 - * 契約書作成が2/3、他が1/3
- 対象国
 - * アジアと米国中心だが、欧州
中南米・中近東アフリカも



4

海外展開支援弁護士紹介制度の実績

相談内容の内訳(暫定版)



相談対象国 ※対象国が複数にわたる場合個別にカウント

